



多久市SAGAゼロカーボン 加速化事業補助金のご案内

問 環境課 生活環境係 ☎0952-75-16117



再生可能エネルギー設備の導入を支援することにより、脱炭素の取り組みを促進することを目的として、環境省の交付金を活用し、家庭用の自家消費型太陽光発電設備および蓄電池の導入費用を補助します。

■補助対象者

- ・多久市内に住所を有するまたは有する予定であること。
- ・補助対象事業で設置する設備を導入する住宅に住居または居住予定であること。
- ・同様の補助金などまたは他の補助金などの交付を受けた者が同一世帯内（自らを含む）にいないこと。
- ・補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。他に所有者がいるまたは自らの所有でない場合は、所有者に承諾を受けていること。

■採択申請について

- (1) 申請期間 6月1日(月)から26日(金)まで
- (2) 申請先 多久市役所
環境課 生活環境係
- (3) 提出書類 採択申請書（様式第1号）

応募が多数の場合は、抽選により採択者を決定します。
くわしくは、申請の手引きをご確認ください。

補助対象設備	補助率・補助上限	主な要件
太陽光発電設備	7万円/kW・35万円	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度の認定を取得しないこと ・自家消費比率30%以上 ・蓄電池とセットで導入
蓄電池	1/3・47万円 ※ただし、14.1万円/kWhの1/3 (4.7万円/kWh)を上限とする	<ul style="list-style-type: none"> ・上記太陽光発電設備とセットで導入 ・非常用予備電源でないこと

軽自動車税の減免には申請が必要です

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が所有する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。

■申請の期限 6月1日(月)

◆減免の対象となる軽自動車など

- ①身体障害者などが運転し、自ら所有する車両
- ②身体障害者などが運転し、生計を一にする人が所有する車両
- ③身体障害者などの移動のために身体障害者などと生計を一にする人が運転する車両
- ④身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転する車両
※「生計を一にする人」とは、身体障害者などと原則同居し、生活の資を共にしている親族をいいます
※普通自動車を含む自動車2台以上の減免、および福祉タクシー利用券との重複はできません
障害の程度（等級）により、減免の可否が異なります。くわしくは、市のホームページまたは税務課市民税係まで問い合わせください。



贈答品・骨董品・遺品・電化製品などの買取/引取り

広告

- ・うつわ全般（有田焼・陶磁器・ガラス工芸・金属工芸・漆器など）※使用未使用問わず
- ・美術品（日本・中国・海外・仏教美術含む）・茶道関連・DVD・ビデオテープ
- ・パソコン・ゲーム機/ソフト・AV機器・楽器・音響関係 **その他何でもご相談どうぞ！**

アイディーサービス TEL：090-9951-7887（田嶋）

武雄市武雄町富岡8408-6【許可番号 911120009275】✉tashima1118@gmail.com